

令和8年度（2026年度）熊本県子育て支援員研修実施要項

1 目的

「子ども・子育て支援制度」が開始し、小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育等の地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材の確保が求められています。このため本研修は、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を養成することを目的としています。

2 実施主体等

実施主体：熊本県

実施機関：一般財団法人保健福祉振興財団

3 対象者

- ・熊本県内の保育施設等で既に勤務をされている方
- ・熊本県内在住で、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、将来的に熊本県内の保育施設で勤務することを希望される方

4 実施方法

受講の利便性等を考え、基本研修及び地域保育コースについては e-ラーニング形式による研修を実施します。

なお、インターネット環境が整っていない等の理由で、e-ラーニング形式での受講が困難な受講者は会場にお集まりいただき、e-ラーニングと同様の動画を視聴する形式で研修を実施します。希望者は実施機関（一般財団法人保健福祉振興財団）までご連絡ください。

ただし、対応できる人数にも限りがありますので、受講環境が整っている方におかれましては、e-ラーニング形式での受講をお願いします。

また、地域子育て支援コースについては zoom ミーティングによるオンライン研修を実施します。

実技科目（心肺蘇生法）、見学実習代替講義につきましては、全員集合型で実施します。

5 参加定員

今年度、本研修で実施するコース、定員は以下のとおりです。

基本研修のみの受講はできません。基本研修免除者以外は専門研修の申し込みも必須となります。基本研修、専門研修の申し込みは同時に可能です。

- （１）地域保育コース 地域型保育 205名
こども誰でも通園制度 50名
- （２）利用者支援事業 基本型 10名 特定型 5名
地域子育て支援拠点事業 30名

※専門研修の受講については、基本研修の修了が条件となります。

※保育士資格や社会福祉士資格をお持ちの方等は基本研修の受講を免除することができます。（下記 8（1）参照）

※定員を超える申し込みがあった場合、抽選を行います。

※抽選を行う場合、熊本市外勤務の方、熊本市外在住の方、一部科目免除の方を優先します。なお、受講の可否については8月中旬ごろに実施機関から通知します。

6 日程及び会場

一般財団法人保健福祉振興財団ホームページを御参照ください。

一般財団法人保健福祉振興財団 HP:

<https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/.preview/E3ikLVMgQpK2P1ANNft492wBUQSfg66mMXeIxEmdi8C85.html>

7 参加費

- （1）研修の参加費は無料ですが、e-ラーニング研修受講のための通信料がかかります。通信制限のない状態（Wi-Fi 環境下など）で視聴してください。集合型研修の会場への往復交通費・昼食代等は自己負担となります。また、以下の費用が自己負担となります。

① テキスト代

○基本研修、地域型保育、こども誰でも通園制度

基本研修 : 1, 000円（税込）

地域型保育 : 1, 500円（税込）

こども誰でも通園制度 : 1, 500円（税込）

○利用者支援事業（基本型、特定型）

利用者支援事業のための実践ガイド第2版：中央法規 2, 200円（税込）

○地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き第4版：中央法規 2, 420円（税込）

※既にお持ちの方は購入不要です。

② 見学実習のための健康診断等の費用

地域保育コースを希望される方で、見学実習を希望される方は健康診断等の費用が発生する場合があります。詳細は受講決定後に実施機関よりお知らせします。

8 受講免除・受講要件

(1) 基本研修受講免除

以下の①～③に掲げる資格をお持ちの方は、基本研修の受講免除が可能です。

なお、③に該当する場合、各施設から日々子どもと関わる業務に携わっていることを証する書類（様式1：従事証明書）を御提出ください。御提出がない場合、受講免除は出来ませんので御注意ください。

①保育士

②社会福祉士

③幼稚園教諭、看護師の資格をお持ちの方で日々子どもと関わる業務（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）に携わっている方

(2) 一部科目免除

他の都道府県や市町村で実施している子育て支援員研修において基本研修又は専門研修の一部科目を修了している方は、修了後概ね1年以内であれば、希望により修了した科目について受講を免除します。一部科目免除を希望される方は、一部科目修了証の写しを御提出ください。

※昨年度、熊本県が実施した子育て支援員研修の一部科目を修了し、今回全科目を受講のうえ修了証の交付を受ける場合は、一部科目修了証を回収しますので、受講申し込み時に郵送又は持参下さい。

(3) 受講要件

「利用者支援事業（基本型）」の受講に当たっては、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業や、保育所における主任保育士業務等）に1年間以上の実務経験を予め有していることを条件とします。そのことを証する書類（様式2：実務経験証明書）を御提出ください。

9 受講申込の受付期間及び方法

(1) 申込期間

令和8年（2026年）7月21日（火）12時から8月7日（金）17時まで

(2) 申込方法

一般財団法人保健福祉振興財団ホームページからのお申込み

一般財団法人保健福祉振興財団 HP : <https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur09/>

10 見学実習について

(1) 地域保育コース 地域型保育・こども誰でも通園制度

ア 講義のほかに見学実習（2日間、保育施設にて実施）、もしくは見学実習代替講義（6時間、集合研修にて実施 ※日程、会場は一般財団法人保健福祉振興財団

ホームページ参照)があります。どちらを受講するかについては受講者に選択していただきます。

イ 見学実習を希望された方の実習先、日程については受講決定後に保育施設と調整後お知らせします。

(2) 地域子育て支援コース 利用者支援事業【基本型】

講義のほかに見学実習があります。詳細については、受講決定の際にお知らせいたします。

1 1 実技科目（心肺蘇生法）について

実技科目（心肺蘇生法）については集合型で行います。受講日程、会場については、一般財団法人保健福祉振興財団ホームページを御参照ください。

1 2 事前学習（課題提出）について（利用者支援事業【基本型】の方のみ）

講義のほかに事前学習（課題提出）があります。詳細については、受講決定の際にお知らせいたします。

1 3 修了証書等の発行

受講修了者については、熊本県が子育て支援員研修の修了を認定し、修了証書を発行します。

1 4 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に利用することはありません。なお、受講申込書、公的書類・資格証の写しは返却しませんので、予め御了承ください。

1 5 注意事項

- (1) 「子育て支援員」とはこども家庭庁が定める子育て支援員研修事業実施要綱に基づき、都道府県等が実施する研修を修了し、子育て支援分野で働く際に必要な知識や技能を有していると認められる者であり、国家資格ではありません。
- (2) 申込書の記入内容に関して確認の連絡をする場合があります。申込受付期間中に連絡が取れない場合は受付ができない場合がありますので御留意ください。
- (3) 申込期限までに必要な書類の提出がない場合は、受付できない場合がありますので御留意ください。
- (4) 子育て支援員研修は、コースによって、従事できる事業や内容が異なりますので、本研修が希望する内容であるか、御確認のうえ、申し込みください。
- (5) 申込書の記入内容が事実と異なる場合、受講決定及び修了の認定を取り消すことがあります。
- (6) 実技科目（心肺蘇生法）において、開始時間から15分を超えて遅刻した場合

は、欠席扱いとしますので、御留意ください。なお、早退した場合は修了認定ができません。

(7) 受講方法及び日程が変更になる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(8) お申込みの際、メールアドレスは必ず1名につき1つのメールアドレスで御登録ください。

(9) お申込みをしていただいた際の氏名で修了証が発行されますので、お間違えの無いよう御注意ください。

(10) 自然災害や特別警報の発令等で研修の延期、中止等をする場合があります。中止等を決定した場合、以下問い合わせ先ホームページに中止の旨を掲載するとともに、研修前日の11時までにお申し込み時に記載いただいた緊急連絡先へお知らせします。申込フォームの緊急連絡先は必ずご記入ください。

16 申込先及び問い合わせ先

一般財団法人保健福祉振興財団 熊本支部 熊本県子育て支援員研修 係

〒862-0926 熊本県熊本市中央区保田窪1-10-38

TEL : 096-213-1600

HP : <https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur09/>

※電話での受講申し込みは承っておりません。

※熊本県庁では、申込や問い合わせの対応等を行いません。